

外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。 (a) 一の警戒区域が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合又は階段、エレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。 (b) メゾネット型住戸等の階数は、1とみなすこと。 b 一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下であること。 c 警戒区域の一边の長さは、50m（光電式分離型感知器を設置する場合100m）以下であること。ただし、廊下型共同住宅等にあつては、100m以下とすることができる。 d 階段室型共同住宅等にあつては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階層以下ごとを一の警戒区域とすることができること。 e 廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警戒区域とすること。
住棟受信機・P型3級受信機又はGP型3級受信機	設置場所等	目視により確認する。	a 住棟受信機は、防災センター等に設けてあること。ただし、管理人室等に常時人がいない共同住宅等については、住民及び消防隊が火災表示等を確認するのに支障のない場所に設けること。なお、同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに一の住棟受信機を設けることで足りる。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d 住戸、共用室、管理人室には、P型3級又はGP型3級受信機を設けてあること。
	周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要の空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
	設置状況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
	操作部	目視により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。
	予備品等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。
中継器	設置場所等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要の空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。
	予備品等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。
電源	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種類	目視により確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
感知器	警戒状況	目視により確認する。	a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けてあること。 b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けてあり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。 e 住戸内には、自動試験機能等対応型感知器が設置されていること。
	差動式スポット型・定温式スポット型・	設置状況	目視により確認する。



試験項目	試験方法	合否の判定基準
補償式スポット型・熱複合式スポット型及び熱アナログ式スポット型		<p>d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より、20度以上低い場所に設けてあること。</p> <p>e 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。</p> <p>f 共用部分の階段又は傾斜路に設置する熱感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。</p>
イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型	設置状況	目視により確認する。
		<p>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けてあること。</p> <p>b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けてあること。</p> <p>c 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の空気の出出し口のある居室にあつては当該吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</p> <p>d 感知器は、45度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>e 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。</p> <p>f 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。</p> <p>(a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路</p> <p>(b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路</p> <p>(c) 開放式の廊下又は通路</p> <p>g 共用部分の階段又は傾斜路に設けてある場合は、5階層までごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。</p> <p>h エレベータ昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。</p> <p>(a) エレベータ昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合。</p> <p>(b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合。</p>
光電式分離型及び光電アナログ式分離型	設置状況	目視により確認する。
		<p>a 光軸は、平行する壁から0.6m以上離れた位置に設けてあること。</p> <p>b 感知器の受光面は、直射日光等が当たらないように設けてあること。</p> <p>c 送光部及び受光部は、背後の壁から1m以内の位置に設けてあること。</p> <p>d 天井等の高さが15m以上の場所にあつては1種が、15m未満の場所にあつては1種又は2種のものが設けてあること。</p> <p>e 光軸の高さは、天井等の高さの80%以上となる位置に設けてあること。</p> <p>f 光軸の長さは、公称監視距離以内で、かつ、100m以下であること。</p> <p>g 感知器は、壁によって区画された区域ごとに当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が7m以下となるように設けてあること。</p>
炎感知器	設置状況	目視により確認する。
		<p>a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。</p> <p>b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</p> <p>c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</p> <p>d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</p>
構造・性能		目視により確認する。
		<p>a 検定品であること。</p> <p>b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知の妨げになる塗装等がされていないこと。</p>
スピーカー	設置場所等	目視により確認する。
		<p>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</p> <p>b 住戸、共用室又は管理人室に設けるもの P型3級受信機若しくはGP型3級受信機又はこれと同等以上の音圧を出力できるスピーカーが1個設けてあること。ただし、メソネットタイプ等で室内の全域に有効に音声警報が伝わらないおそれのある場合は2個以上（補助音響装置で可）設けてあること。</p> <p>c 住戸、共用室又は管理人室以外の場所に設けるもの ア 階段又は傾斜路以外の場所 イ 100㎡を超える放送区域にはL級、50㎡を超え100㎡以下の放送区域にはL級又はM級、50㎡以下の放送区域にはL級、M級又はS級もしくはこれらに準じたものが設置されていること。 ロ 放送区域ごとに、その放送区域の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が10m以下となるように設けてあること。ただし、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては6㎡以下、その他の部分にあつては、30㎡以下の放送区域については、その放送区域の各部分から隣接する他の放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が8m以下となるように設けてあるときは、スピーカーを設けないことができる。</p> <p>イ 階段又は傾斜路 垂直距離15mにつきL級のものが1個以上設けてあること。</p> <p>d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p> <p>e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</p> <p>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p>
構造・性能		目視により確認する。
		変形、損傷、腐食等がないこと。
戸外表示器	設置場所等	目視により確認する。
		<p>a 主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸、共用室又は管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。</p> <p>b 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。</p>
構造・性能		目視により確認する。
		機器の各部に変形、損傷等がないこと。

試験項目		試験方法		合否の判定基準									
配線	共通線試験	住棟受信機の個々の共通線について、共通線を外し、住棟受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。		共通線が共用している警戒区域の数は、7以下であること。									
	※送り配線試験	住棟受信機	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線が送り配線となっていることを確認した後、住棟受信機に直接接続されている感知器配線又はP型3級受信機若しくはGP型3級受信機の一線を外し、当該回線末端の感知器配線を短絡又はP型3級受信機若しくはGP型3級受信機を作動させる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11～50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	a 感知器並びにP型3級受信機及びGP型3級受信機の配線は、送り配線となっていること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示しないこと。	
警戒区域数	試験回線数												
10以下	1												
11～50	2												
51以上	3												
		P型3級受信機又はGP型3級受信機	次表で定める住戸等の数に応じた任意の試験住戸数について、当該試験回線が送り配線となっていることを確認した後、感知器の一線を外し当該回線末端の感知器配線を短絡させる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸等数</th> <th>試験住戸等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11～50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	住戸等数	試験住戸等数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。 b 当該住戸等のP型3級受信機又はGP型3級受信機が火災表示しないこと。	
住戸等数	試験住戸等数												
10以下	1												
11～50	2												
51以上	3												
住棟受信機	※火災表示試験	蓄積式受信機以外の受信機	火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	火災表示、保持機能が正常であること。									
		蓄積式受信機	蓄積式の機能	火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作し回線ごとに行う。	設定された時間以内に火災表示を行うこと。								
	※注意表示試験	アナログ式受信機	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置（以下「注意表示」という。）の作動状況	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作し回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。								
	設定表示温度試験		アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。								
	※回路導通試験			導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。								
	※同時作動試験	常用電源使用時		任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）を火災作動状態にする。	住棟受信機、主音響装置、スピーカー、付属装置等の機能に異常がなく、適正に火災作動状態を継続すること。								
		予備電源使用時		任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。									
※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの		所定の操作により作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。									
	遠隔試験機能を有するもの		外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。										
※予備電源試験	電源の自動切替機能		主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。									
	電圧		試験スイッチを操作して行う。	所定の電圧値を有していること。									
付属装置試験			付属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 付属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものは、受信機からの信号が総合操作盤に移報されること。									
相互作動試験（一の防火対象物に2以上の受信機が設	相互通話の状況		受信機を設けてある場所相互間において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。									
	スピーカーの鳴動状況		各受信機の火災表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して行う。	いずれの受信機からもスピーカーが正常に鳴動すること。									



試験項目		試験方法		合否の判定基準	
	けられているもの)				
P型3級受信機・GP型3級受信機又は戸外表示器	火災表示試験	感知器作動警報確認	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a スピーカーから感知器作動警報が正常に放送されること。 b 戸外表示器の赤色表示灯の点滅が3 mの位置で確認できること。	
		火災警報確認	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	a 火災表示が正常であること。また、一定時間以内及び新しい火災信号を受信した時は正常に作動すること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示すること。 c スピーカーから火災警報が正常に放送されること。 d 戸外表示器 (a) 赤色表示灯が点滅を継続すること。 (b) 火災警報を放送すること。	
	予備電源試験(予備電源を有するものに限る。)		主電源の遮断及び復旧を行う。		電源の自動切替機能が正常であること。
非常電源	非常電源試験(予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。)		主電源の遮断及び復旧を行う。		電源の自動切替機能が正常であること。
中継器	設定表示温度試験	アナログ式中継器	アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作する。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※回路導通試験			導通試験スイッチ・回線選択スイッチ等を操作し回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※予備電源試験(予備電源を有するもの)	電源の自動切替機能	電圧	主電源の遮断及び復旧を行う。 試験スイッチを操作する。	電源の自動切替機能が正常であること。 所定の電圧値を有していること。
感知器	差動式スポット型・補償式スポット型・定温式スポット型(再成型)・熱アナログ式スポット型・熱複合式スポット型	※☆作動試験		加熱試験器を用い所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型・光電アナログ式スポット型	※☆作動試験		加煙試験器を用い所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	光電式分離型・光電アナログ式分離型	※作動試験		減光フィルターを用い所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	炎感知器	※作動試験		感知器に適応する試験器を用いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。
スピーカー(補助音響装置含む。)	鳴動方式試験		住棟受信機にて、火災表示試験を行う。		鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。
	作動試験		定格出力により音声警報の第二警報音を鳴動させた状態において、スピーカーの中心から1 m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	a 住戸、共用室又は管理室内に設けるものは70dB以上であること。 b 住戸、共用室又は管理室外の部分に設けるものの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上又はこれらに準じるものであること。	
戸外表示器	作動試験		感知器を所定の操作により作動させ、スピーカーの取り付けられた位置の中心から前面1 m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて、音圧を測定する。		音圧は、70dB以上であること。

備考 1 ※印の試験は、自動試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、自動的又は簡単な操作による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。

2 ☆印の試験は、遠隔試験機能試験を有する自動火災報知設備にあつては、外部試験器による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われていないことを確認することにより替えることができる。

